

# 農業支援サービス関係予算 (応募要件等について)



農林水産省  
技術普及課 農業支援サービスユニット  
令和6年1月

# 農業支援サービス関連予算

農業支援サービスの育成・普及に係る令和5年度補正予算、令和6年度当初予算の一覧です。本資料では、農産局技術普及課で事務執行を実施する3事業について、御紹介します。

## ①令和6年度農業支援サービス事業育成対策

農業現場の課題に対応しつつ、農業支援サービス事業体の新規参入、既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業の立上げ当初のビジネス確立等を支援。

## ②令和6年度強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ<sup>°</sup>)

農業支援サービス事業体の新規参入及び既存事業者による新たな農業支援サービス事業の提供に必要な、農薬散布用のドローン等、農業用機械等のリース導入・取得を支援。

## ③令和5年度補正農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

サービス事業の全国展開を加速化するため、新たな農業支援サービス事業体の育成支援に加え、特定の地域で活動してきた事業体が他産地にサービスを展開する取組を支援するともに、サービスの提供に要するスマート農業機械の導入等の取組に対して支援。

# 農業支援サービスとは

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く。）であり、主に以下のようなタイプに分類されます。

## 作業サポート型

### ○専門作業受注型

播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。

ニンジャワークステクノロジーズ(株)



ドローンを活用した農薬散布作業を代行

(株)ミズホ商会

水稻や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。



### ○機械設備供給型

機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。



inaho(株)

自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス

(株)サングリン太陽園

ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供



### ○人材供給型

作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。



YUIME (株)

各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣



アグリトリオ (株)  
労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業用求人システムを開発



## 判断サポート型

### ○データ分析型

農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。

テラスマイル(株)

生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート



(株)はれると

施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供



## 複合サポート型（上記 4 類型の複合型）



(株)オプティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オプティム社が、生産物を農家から買取り、販売

# 農業支援サービス事業育成対策

【令和6年度予算概算決定額 45（30）百万円】

## ＜対策のポイント＞

農業現場の課題に対応しつつ、多様な経営体に対し専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業体の新規参入、既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業の立上げ当初のビジネス確立のための取組を支援します。

## ＜事業目標＞

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用 [令和7年まで]

### ＜事業の内容＞

#### 農業支援サービスの育成支援

新規事業立上げ当初のニーズ確保や人材育成に要する以下の取組について支援します。（上限1,500万円）

- ① ビジネス確立のためのニーズ調査やサービス提供の試行・改良
- ② デモ実演等に必要な機械・システムの改修やデータ収集
- ③ サービスの提供に必要な専門人材の育成（研修費等） 等

※農業現場が直面する課題の解決に資する以下の取組を優先的に採択します。

#### ア スマート農業技術導入に対応するための生産方式の変革を行う取組

- イ 産地の労働集約型作物のニーズに対応した取組
- ウ 輸出の拡大等に向けた低コスト生産の取組
- エ 環境負荷低減と生産性向上の両立に資する取組

#### （関連事業）

#### 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

12,052（12,052）百万円の内数

農業支援サービス事業の新規事業立上げに必要な、農薬散布用のドローン等農業用機械のリース導入・取得を支援します。

### ＜事業の流れ＞

国

定額

民間事業者

### ＜事業イメージ＞

#### 課題

- ・ 農業現場の厳しい人手不足（特にピーク時の臨時雇用）

#### 課題

- ・ 収量・品質の低下
- ・ スマート農機導入コスト



#### 農業支援サービス事業体の育成支援



#### 作業期に応じた人材派遣

#### ドローン防除等の作業受託

#### データ分析/農機のシェアリング

#### 【農業支援サービス事業体の育成・普及上の課題例】

- 繁閑があるため、同一産地・品目では通年でのニーズ確保が困難。また、複数産地・品目に対応する場合は高度な人材の育成が必要
- 一つの作業失敗が収量・品質に大きな影響を及ぼすため、農家との信頼関係の構築に時間や労力を要する
- 園芸作物などの労働集約型作物に求められる定植や摘果作業に対しサービスを提供できる事業体が限られている

本対策で、  
・ニーズ調査や人材育成  
・デモ実演に必要な機械・システムの改修などを支援

## **(関連事業①) 令和6年度農業支援サービス事業育成対策**

### **(1) 主な採択要件**

- ・ 農業支援サービスを新たに実施すること。  
(新サービス開始、新たな地域への展開等)
- ・ (2) の成果目標を設定すること。
- ・ 環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組を実施すること。

### **(2) 成果目標**

次のいずれかについて、事業実施の翌々年度における目標を設定する必要があります。

- ① 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数
- ② 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積
- ③ 事業実施主体の提供するサービスの売上げ

## (3) 支援対象者

新たに農業支援サービス事業を実施する者。

(民間事業者、JA、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体等)

※ ただし、本補助金による支援を受けられる期間は、一つの事業につき、同事業を開始してから最大で2年です。

※ 要件等は今後変わる可能性があります。(以下同)

## (4) 支援対象となる取組

### ① ニーズ調査に要する経費

(旅費、会場借料費、調査費、臨時雇用者給与、アンケート調査への謝金 等)

### ② 機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費

(デモ実演に必要な機械の借り上げ費、改良費、データ購入費 等)

### ③ 専門人材の育成に要する経費

(研修受講費、専門家招聘費、現地指導に伴う賃金(OJT含む) 等)

### ④ その他農業支援サービスの育成・普及に資する取組に要する経費

## (5) 補助率

定額(上限1,500万円)

## (6) 提出書類等

I 事業計画書

II I に関する添付書類等

- ①事業実施体制、②委託契約書（委託する場合）③財務状況が分かる資料
- ④根拠データ（成果目標の根拠）⑤このほか、事業計画の内容を補足する資料（任意）

III 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

IV 申請書類等チェックシート

## (7) 申請方法

電子メールで申請頂きます。

メールの件名は、「事業者名〇〇\_農業支援サービス事業育成対策の公募申請」とし、以下メールアドレス宛てに（6）の提出書類等を添付の上、提出してください。

【提出先メールアドレス】

nougyou\_service@maff.go.jp

## (8) 審査方法及び審査基準

以下5つの基準を基に行政委員・外部委員で計画書を評価し、評点の高い申請から順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で採択優先順位の高いものを補助金交付候補者として選定

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 取組内容と実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>活動内容の実現可能性はどの程度か</li><li>事業として発展していくことがどの程度期待できるか</li><li>構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか</li></ul>	
2 農業現場への貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか</li><li>どの程度多くの農家の役に立つか</li><li>取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか</li><li>作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか</li></ul>	特に優れている5点（満点） 優れている4点 普通3点 やや劣る2点 劣る1点
3 取組内容・技術等の新規性	<ul style="list-style-type: none"><li>これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容（例えば、農業機械のシェアリングなど）か</li><li>これまでなかつたビジネスモデルであるか</li><li>その他、何らかの新規性があるか</li></ul>	
4 農業の高度化に資する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>① スマート農業技術の導入の取組と併せて、当該技術の効率性を高めるため利用者と生産方式の変革（※）に関する取り決めを行っているか</li><li>② 産地の労働集約型作物のニーズに対応したサービスであるか</li><li>③ 輸出の拡大や、加工・業務野菜のシェア奪還を目指す産地などにおいて、低成本生産に資するサービスであるか</li><li>④ 環境負荷低減と生産力向上の両立の実現に資するサービスであるか</li><li>⑤ 農業競争力強化支援法（平成29年 法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている</li><li>⑥ 本事業の申請に係る農業支援サービス事業が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている</li><li>⑦ サービス提供先の農業者に、法に基づき、法第19条第1項及び2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている</li></ul>	特に優れている10点（満点） 優れている7点 普通3点 なし0点  特に優れている5点（満点） 優れている3点 普通1点 なし0点  認定があれば3点  該当があれば3点  認定があれば3点

※生産方式の変革とは

- ① スマート農業技術に適した新品種（茎が長い、硬い、色、大きさ、着果のばらつきが少ない品種等）や、機械収穫に適した加工用・業務用の栽培品種の導入、または変更
- ② スマート技術に適した栽培方式の変革（省力樹形（樹形の直線的な配置）の導入、農作物の栽培方法や仕立の変更（着果位置の調整等）、畝間の拡大、圃場の形状の変更（区画拡大、ハウス底面のコンクリート化等）に対応した栽培体系の見直しなど）
- ③ スマート技術を活用した収穫方法の変更等による出荷・販売方法の変革（加工用・業務用への販路の変更、出荷時期の調整など） 等

## (9) 今後のスケジュール、審査方法

2月21日(水) 23時59分

公募〆切

2月下旬

審査委員会

- 行政委員、外部委員で構成される委員会を設置
- (8) の審査基準に基づき行政委員・外部委員で採点
- 予算の範囲内で、点数の高い取組から採択
- 同じ点数の場合、事業費の少ない取組から採択

3月中旬

審査結果通知

4月上旬～

交付申請＆交付決定・事業着手

## (10) 問合せ先

農林水産省 農産局 技術普及課 農業支援サービスユニット

TEL : 03-6744-2221

MAIL : nougyou\_service@maff.go.jp

# (QA) よくあるお問い合わせ

(1) 「農業支援サービス事業育成対策」及び関連事業について、農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。

→ JAのコントラクター組織（農業支援サービス活用部会のようなもの）なども農業支援サービスを行う農業者の組織する団体として、対象となりえます。

(2) 「農業支援サービス事業育成対策」に採択されると、関連事業に採択されやすいなど、事業間に関連はあるのか。

→ 事業間に採択上の関連はなく、それぞれ個別に審査等を行います。

(3) 「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の農業用機械等のリース導入・取得に条件等の違いはあるのか。

→ 「産地生産基盤パワーアップ事業」は特定産地と紐付いた取組を前提としているのに對し、「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」は、県域を跨ぐなどより広範な産地を対象にした取組を想定しています。

なお、同一の取組に対して両方の支援を受けることは出来ません。

## &lt;対策のポイント&gt;

農業現場の課題に対応しつつ、多様な経営体に対し専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業体の新規参入、既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業の立上げ当初のビジネス確立のための取組を支援します。

## &lt;事業目標&gt;

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用 [令和7年まで]

## &lt;事業の内容&gt;

## 農業支援サービスの育成支援

新規事業立上げ当初のニーズ確保や人材育成に要する以下の取組について支援します。（上限1,500万円）

- ① ビジネス確立のためのニーズ調査やサービス提供の試行・改良
- ② デモ実演等に必要な機械・システムの改修やデータ収集
- ③ サービスの提供に必要な専門人材の育成（研修費等） 等

\*農業現場が直面する課題の解決に資する以下の取組を優先的に採択します。

## ア スマート農業技術導入に対応するための生産方式の変革を行う取組

- イ 産地の労働集約型作物のニーズに対応した取組
- ウ 輸出の拡大等に向けた低コスト生産の取組
- エ 環境負荷低減と生産性向上の両立に資する取組

## (関連事業)

## 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

12,052（12,052）百万円の内数

農業支援サービス事業の新規事業立上げに必要な、農薬散布用のドローン等農業用機械のリース導入・取得を支援します。

## &lt;事業の流れ&gt;

国

定額

民間事業者

## &lt;事業イメージ&gt;

## 課題

- ・農業現場の厳しい人手不足  
(特にピーク時の臨時雇用)

## 課題

- ・収量・品質の低下
- ・スマート農機導入コスト

## 農業支援サービス事業体の育成支援



## 作業期に応じた人材派遣

## ドローン防除等の作業受託

## データ分析/農機のシェアリング

## 【農業支援サービス事業体の育成・普及上の課題例】

- 繁閑があるため、同一産地・品目では通年でのニーズ確保が困難。また、複数産地・品目に対応する場合は高度な人材の育成が必要
- 一つの作業失敗が収量・品質に大きな影響を及ぼすため、農家との信頼関係の構築に時間や労力を要する
- 園芸作物などの労働集約型作物に求められる定植や摘果作業に対しサービスを提供できる事業体が限られている

## 本対策で、

- ・ニーズ調査や人材育成
- ・デモ実演に必要な機械・システムの改修などを支援

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2221)

## (関連事業②) 令和6年度強い農業づくり総合支援交付金 (農業支援サービス事業支援タイプ<sup>⑤</sup>)

### (支援概要)

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械等の導入・リース導入を支援します。

(補助率：本体価格の1/2)

### (申請期限)

令和6年2月20日（火） 17時00分まで

### (申請方法)

事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する農政局等へ電子メールにより申請

### (公募ページ)

[https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/240126\\_376-1.html](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/240126_376-1.html)

### (問い合わせ先)

農林水産省農産局技術普及課 農業支援サービスユニット **(03-6744-2221)**

# 15 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

## <対策のポイント>

サービス事業の全国展開を加速化するため、**新たな農業支援サービス事業体の育成支援**に加え、特定の地域で活動してきた事業体が**他産地にサービスを展開する取組**を支援するともに、サービスの提供に要する**スマート農業機械の導入等**の取組に対して支援します。

## <事業目標>

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用 [令和7年まで]

### <事業の内容>

#### 1. 農業支援サービス事業体ビジネス確立支援

新規のサービス事業体の育成に加え、新たに**他産地への事業展開**を行うサービス事業体のニーズ調査、デモ実演に必要な機械・システムの改修、専門人材の育成等の取組を支援します。

#### 2. スマート農業機械等導入支援

##### ①広域型サービス支援タイプ

サービスの提供範囲が複数県にわたる事業者に対し、サービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入や、サービスの広域展開に必要な取組や、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組を支援

##### ②地域型サービス支援タイプ

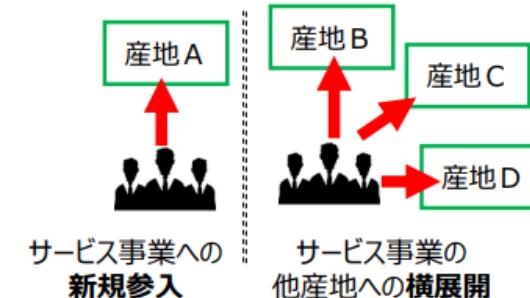
サービスの提供範囲が概ね県域の事業者に対し、サービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 1. サービス事業体ビジネス確立支援



#### 2. スマート農業機械等導入支援

活動タイプに応じた  
サービス事業体利用の面的広がり



### サービス事業体の活動に必要な

- ・ニーズ調査
- ・人材育成
- ・デモ実演用機械・システムの改修



##### ①広域型サービス支援タイプ

…サービスの提供範囲が複数県にわたる

※ サービスの広域展開に必要な取組等も併せて支援

##### ②地域型サービス支援タイプ

…サービスの提供範囲が概ね県域

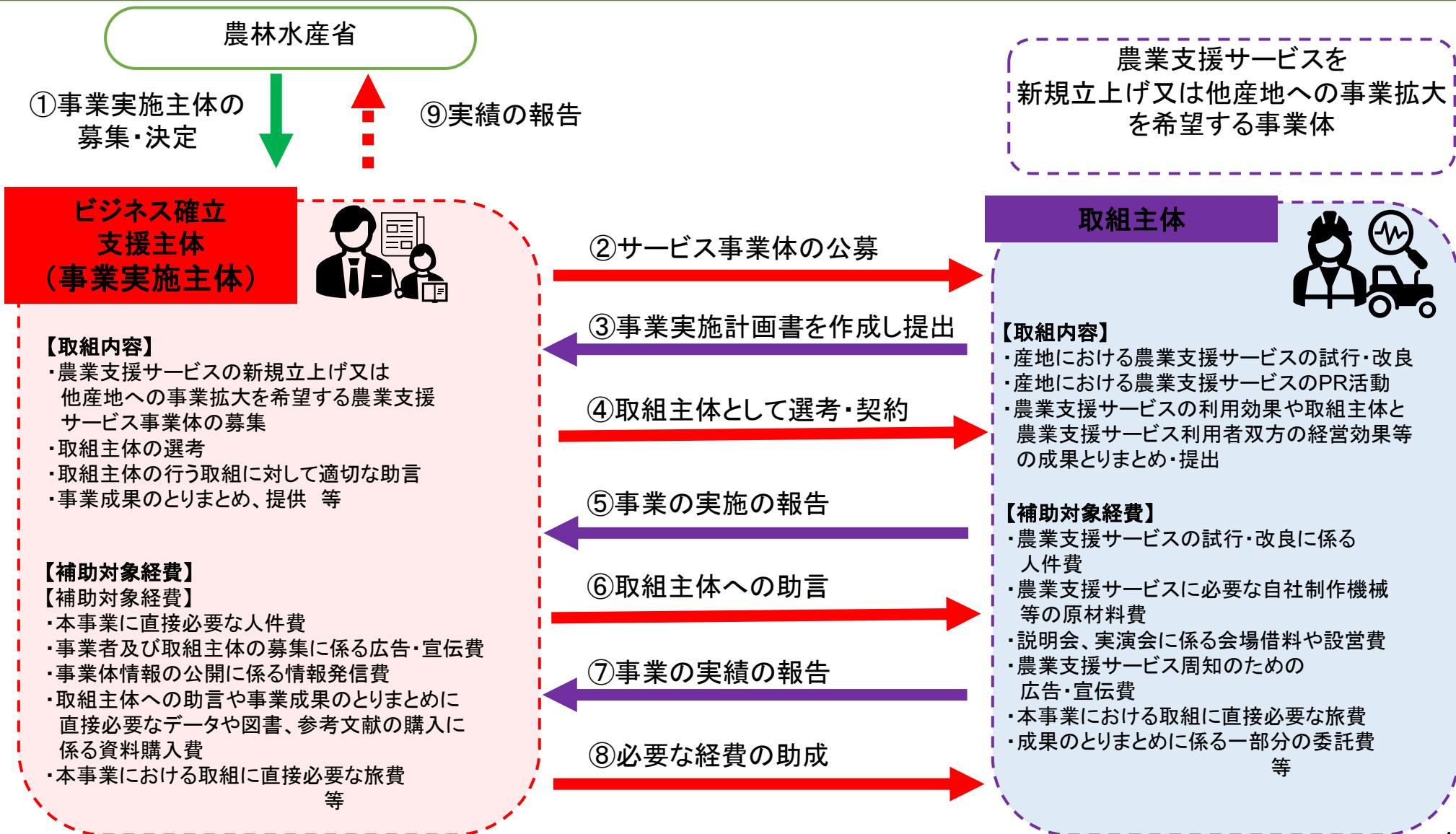
### (関連事業③) 令和5年度補正農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

事業内容	要件・補助率・補助上限
I 農業支援サービス事業体ビジネス確立支援	<p>【支援する取組】            ・農業支援サービス事業体(以下、取組主体)の募集、選定、取組主体への経費の助成・助言 等  <p>【募集要件】            ・取組主体の公募、選定及び取組主体が行う取組に対して適切な助言等を行う能力を有する事業者(以下、ビジネス確立支援主体)  <p>【補助対象経費】            ・上記取組に直接必要な経費(人件費、広告・宣伝費、情報発信費、通信・運搬費等)  <p>【補助率・補助上限】            ・定額</p> </p></p></p>
I のうち取組主体が実施するもの	<p>【支援する取組(ビジネス確立支援主体を通じて実施)】            ・農業支援サービスの新規立ち上げ、広域展開  <p>【募集要件】            ・ビジネス確立支援主体が制定する業務方法書により審査・採択された農業支援サービス事業体  <p>【補助対象経費】            ・ビジネス確立の取組に直接必要な経費(人件費、旅費、原材料費等)  <p>【補助率・補助上限】            ・定額(1取組主体あたり上限1,500万円)</p> </p></p></p>
II スマート農業機械等導入支援のうち (1)広域型サービス支援タイプ	<p>【支援する取組】            ①農業支援サービス事業体によるスマート農業機械等の取得・リース導入            ②農業支援サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組(①を実施する場合に限る)  <p>【募集要件】            ・複数の都道府県にわたる農業支援サービスを提供する農業支援サービス事業体(以下、広域型サービス実施主体という。)  <p>【補助率・補助上限】            ①1/2以内(1広域型サービス実施主体あたり上限5,000万円、(原則)下限500万円)            ②定額(①に対する補助額を上限とし、①及び②に対する補助額の合計額は5,000万円以内)</p> </p></p>
II スマート農業機械等導入支援のうち (2)地域型サービス支援タイプ	<p>【支援する取組】            ・農業支援サービス事業体によるスマート農業機械等の取得・リース導入  <p>【募集要件】            ・概ね県域で農業支援サービスを提供する農業支援サービス事業体(以下、地域型サービス実施主体という。)  <p>【補助率・補助上限】            ・1/2以内(1地域型サービス実施主体あたり上限1,500万円)            ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置(定額(ただし、国庫補助金の合計額の10%以内)</p> </p></p>

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち農業支援サービス事業体ビジネス確立支援の概要

ビジネス確立支援主体への支援 公募×		ビジネス確立支援主体から農業支援サービス事業体（取組主体）への支援
<b>支援内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>農業支援サービス事業体（以下、取組主体）の募集、選定、取組主体への経費の助成・助言 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農業支援サービスの新規立ち上げ、広域展開</li></ul>
<b>主な要件</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>取組主体の公募、選考及び取組主体が行う取組に対して適切な助言等を行う能力を有する事業者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ビジネス確立支援主体が制定する業務方法書により審査・採択された農業支援サービス事業体</li></ul>
<b>補助率・ 補助金の総額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>定額（補助金の総額495,000千円）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定額（1取組主体あたり上限1,500万円）</li></ul>
<b>補助対象経費</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>上記取組に直接必要な経費（人件費、広告・宣伝費、情報発信費、通信・運搬費等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ビジネス確立の取組に直接必要な経費（人件費、旅費、原材料費等）</li></ul>

新規のサービス事業体の育成に加え、新たに他産地への事業展開を行うサービス事業体のニーズ調査、デモ実演に必要な機械・システムの改修、専門人材の育成等の取組を支援します。



# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち農業支援サービス事業体ビジネス確立支援のスケジュール

令和5年12月8日

公募開始  
メールにて申請

令和6年1月12日

公募受付締切(17:00まで)

審査期間

令和6年2月上旬

採択結果通知

令和6年2月中旬

交付決定・事業開始

※ この交付決定後に発生した経費から補助対象になり得ます。

※準備ができ次第取組主体となるサービス事業体の募集を開始

事業実施

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械等導入支援の概要

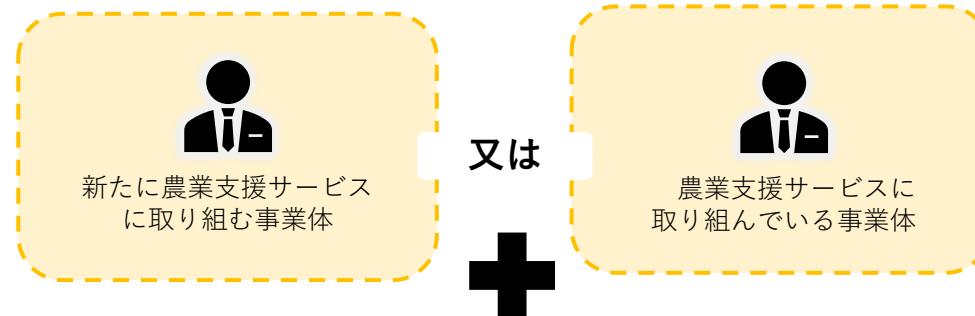
	広域型サービス支援タイプ	地域型サービス支援タイプ
<b>支援対象者 (事業実施主体)</b>	農業支援サービス事業体（受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用する農業用機械をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと。）※以下、「サービス実施主体」という	
<b>支援内容</b>	<p>①農業支援サービス事業体によるスマート農業機械等の取得、リース導入にかかる経費</p> <p>②農業支援サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組にかかる経費（①を実施する場合に限る）</p>	農業支援サービス事業体によるスマート農業機械等の取得、リース導入にかかる経費
<b>主な要件</b>	複数の都道府県にわたるサービスを提供する農業支援サービス事業体。（北海道内で取り組む場合は道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業体。）以下、広域型サービス実施主体という。	概ね県域（北海道内で取り組む場合は概ね総合振興局・振興局域）で農業支援サービスを提供する農業支援サービス事業体。以下、地域型サービス実施主体という。
<b>申請先</b>	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	都道府県知事
<b>補助率、補助上限</b>	<p>①1/2以内（1広域型サービス実施主体あたり上限5,000万円、（原則）下限500万円）</p> <p>②定額（①に対する補助額を上限とし、①及び②に対する補助額の合計額は5,000万円以内）</p>	<p>1/2以内（1地域型サービス実施主体あたり上限1,500万円）</p> <p>※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内））</p>
<b>補助対象機械</b>	サービス実施主体がサービスを提供するために必要な農業用機械	
<b>加算ポイント 対象機械</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ローンを除く）</li> <li>・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの）</li> <li>・食味・収量センサ付コンバイン</li> <li>・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）</li> <li>・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスター・田植機、施肥用ローン等）</li> <li>・センシングドローン</li> <li>・みどり投資促進税制対象機械</li> </ul>	

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械等導入支援の事業イメージ

農業支援サービスに新たに取り組む事業者や、既に農業支援サービスに取り組んでおり、農業支援サービス提供先の農家数を現状より増加させる目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要な農業用機械の導入を支援します。

なお、支援対象となる農業用機械は、スマート農業機械に限定されません。

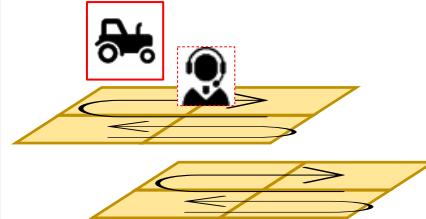
## サービス実施主体



## 取組の例

### 例 1

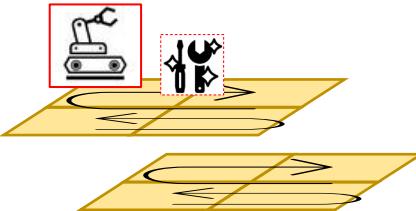
- ・農薬防除の作業受託サービスを提供するため、農業用無人車(300万円)を取得する場合。



→専門作業受注型

### 例 2

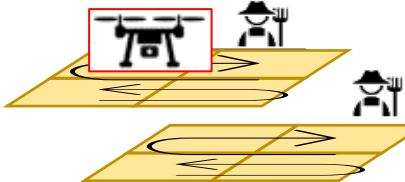
- ・野菜収穫ロボットのシェアリングサービスを提供するため、野菜収穫ロボット(800万円)を取得する場合。



→機械設備供給型

### 例 3

- ・ドローンを使用して施肥・センシングの作業受託・データ分析のサービスを提供するため、ドローン(600万円)を取得する場合。



→専門作業受注型  
データ分析型

## 支援内容

- ・農業用無人車の取得にかかる経費の1／2（150万円）を支援

- ・野菜収穫ロボットの取得に係る経費の1／2（400万円）を支援

- ・ドローンの取得に係る経費の1／2（300万円）を支援

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうちスマート農業機械等導入支援に係る問合せ先

- 本事業に関する資料や様式、詳細については、農林水産省のホームページをご参照ください。  
(「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策」で検索。)

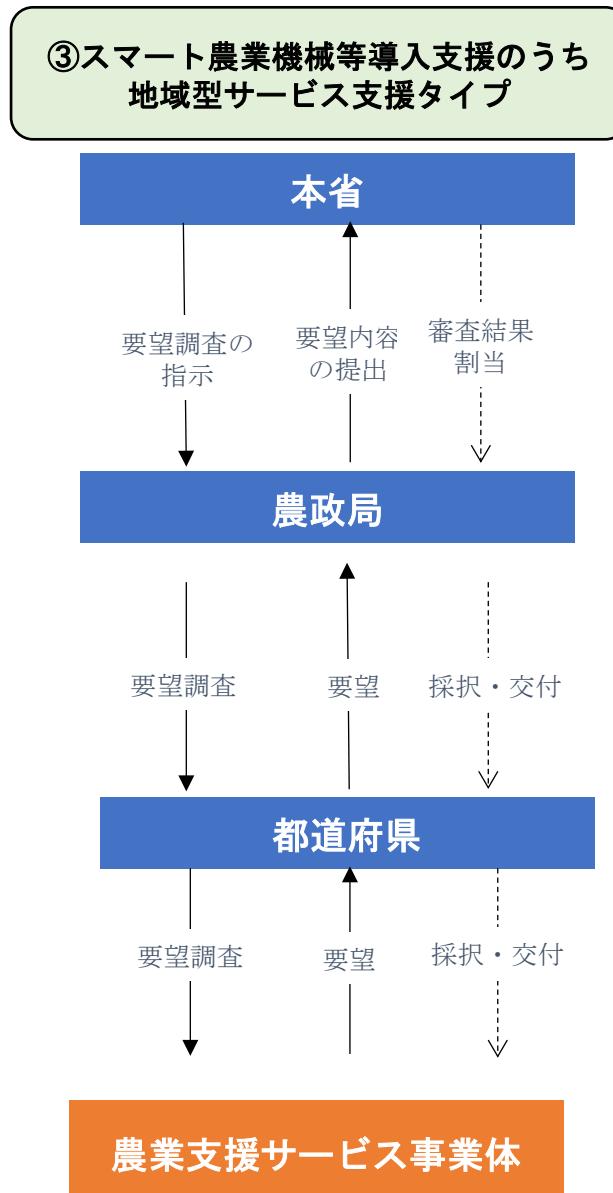
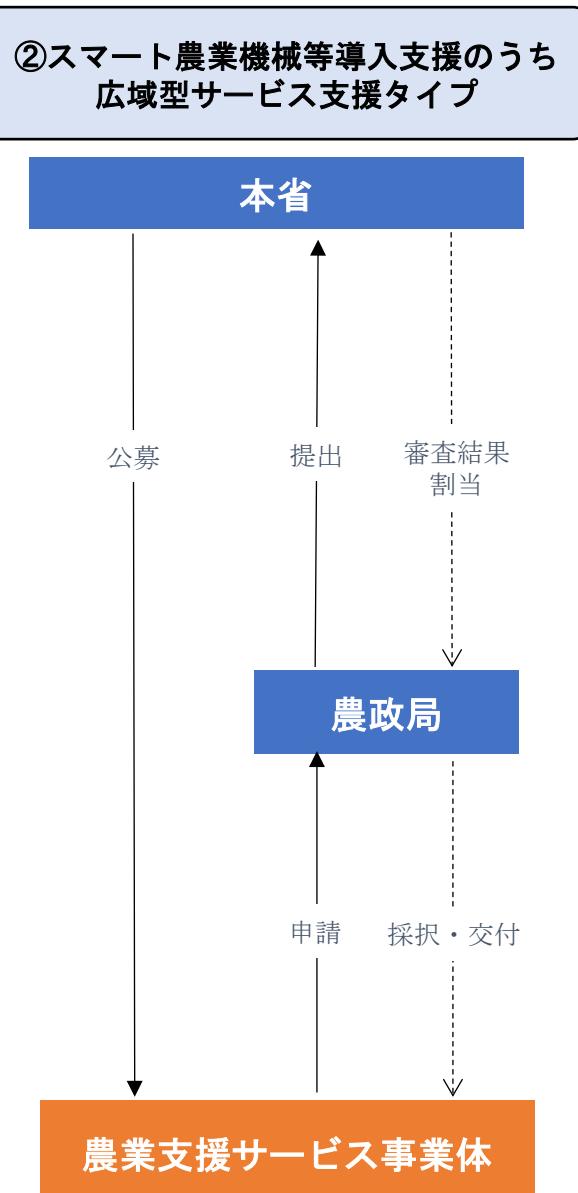
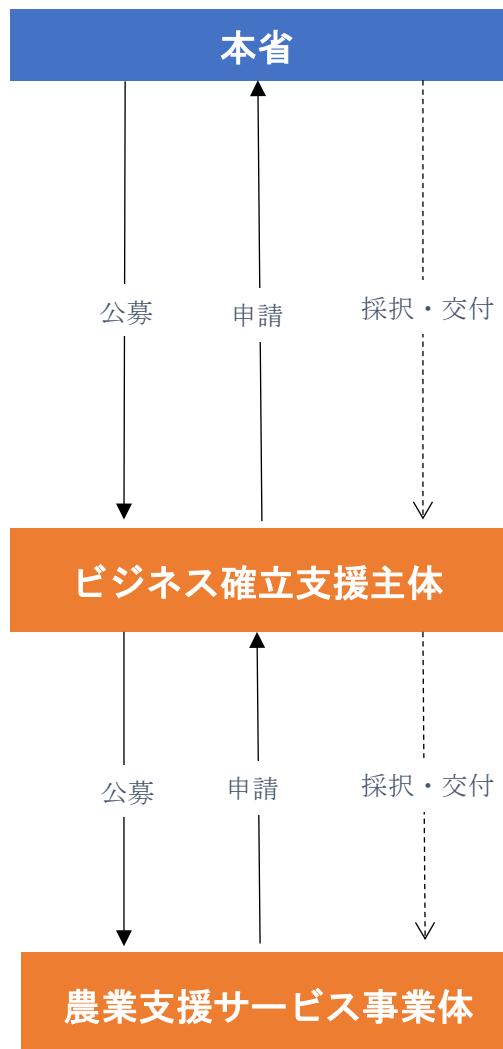
内容	問合せ先	管轄する都道府県	電話番号 (平日10:00～12:00、 13:00～17:00)	メールアドレス
・広域型の申請 ・事業内容の問合せ	北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807	<a href="mailto:smart-hdao@maff.go.jp">smart-hdao@maff.go.jp</a>
	東北農政局 生産技術環境課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	022-221-6214	<a href="mailto:tohoku-smart_agri@maff.go.jp">tohoku-smart_agri@maff.go.jp</a>
	関東農政局 生産技術環境課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0447	<a href="mailto:kantosmano@maff.go.jp">kantosmano@maff.go.jp</a>
	北陸農政局 生産技術環境課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893	<a href="mailto:seigikan_hokuriku@maff.go.jp">seigikan_hokuriku@maff.go.jp</a>
	東海農政局 生産技術環境課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313	<a href="mailto:agsp_tokai@maff.go.jp">agsp_tokai@maff.go.jp</a>
	近畿農政局 生産技術環境課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	075-414-9722	<a href="mailto:kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp">kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp</a>
	中国四国農政局 生産技術環境課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-224-4511	<a href="mailto:seigikan.chushi@maff.go.jp">seigikan.chushi@maff.go.jp</a>
	九州農政局 生産技術環境課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	096-300-6273	<a href="mailto:smart_kyushu@maff.go.jp">smart_kyushu@maff.go.jp</a>
	内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄県	098-866-1653	<a href="mailto:sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp">sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp</a>

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策の申請の流れ

①農業支援サービス事業体  
ビジネス確立支援

②スマート農業機械等導入支援のうち  
広域型サービス支援タイプ

③スマート農業機械等導入支援のうち  
地域型サービス支援タイプ



# 事業の通知等

経済産業省と連携し、農業支援サービスに取り組む事業者を対象に、活用できる主な施策（出融資、保証制度、税制、補助金等）をとりまとめ、パンフレットとして作成・公表おりますので、以下農林水産省Webサイトからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/nougyousien.html>



その他農業支援サービスに関連する情報については、農林水産省Webサイトに一元的に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

農業支援サービス関係情報

検索



<http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>



【お問合せ先】

農林水産省 農産局技術普及課

📞 03-6744-2221 (農業支援サービスユニット)